

奈良県告示第三百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十六年二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

| 施術者の氏名 | 施術所の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|--------|---------------------------------|------------|
| 谷口 裕次 | 谷口鍼灸接骨院 北葛城郡広陵町みささぎ台七一 一三 | 平成二十六年一月一日 |
| 坂井 隆幸 | 幸健堂鍼灸整骨院 大和郡山市南郡山町六四五―一 二 | 平成二十六年二月一日 |